

高円寺学園 いじめ防止基本方針

1. 基本方針策定の意義（地域や保護者の実態に合わせ、主体的に学校が作成するもの）

いじめの問題は心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようになることが重要である。

高円寺学園いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、生徒指導提要（R4.12改訂）、東京都いじめ防止対策推進条例、杉並区いじめ防止対策推進基本方針等に基づき、学園におけるいじめ問題を克服し、一人一人の児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、学園、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2. いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長期にわたり深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒はいじめを行ってはならない。

4. いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、学校は日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、児童・生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。また、いじめを受けている児童・生徒に心身の苦痛を感じているという認識がなくても、周りで見ていて明らかにいじめであると感じる場合も、同様に解決に向けて対応する。

5. 学校における取組

（1）学校いじめ防止基本方針の策定

本学園では、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣）」「生活指導提要（R4.12改訂）」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」を受け、本校の実情に応じ、本基本方針を定める。

(2) 組織等の設置

- ①学園は、当該学年におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織「高円寺学園いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」）を置く。
- ・「委員会」は、学園長、副学園長、主幹教諭、生活指導主任、教務主任、（当該）学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーで構成する。
 - ・「委員会」は、日頃から支援の必要な児童・生徒の状況、児童・生徒の様子に関する情報収集を含め、概ね月1回の開催を目安とする。
 - ・臨時委員会の開催の際には、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや警察関係者を加える。
- ②重大事態が発生した場合を含め、早急に検討を要する際には、臨時で「委員会」のメンバーを招集し、学園は当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を組織的に行う。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取り組み

「未然防止」「早期発見」「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

未然防止

- ・校内研修の充実、管理職からのいじめに関する資料や情報の提供等を通じて、教職員のいじめ防止に対する意識を高めるとともに、その資質を向上させる。
- ・児童・生徒が年3回以上のいじめや人権の授業を受けることを原則とする。
- ・4年生・7年生を対象に、弁護士によるいじめに関する授業を実施する。（上記の年3回の授業に含む）
- ・教職員は学期に1度、いじめについての研修を受けることを原則とする。
- ・道徳教育（要としての道徳科）及び人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進により、いじめを許さない態度、能力を育成する。（共感的な人間関係の構築、児童・生徒の自己指導力の育成）
- ・スクールカウンセラーによる面接（5年生・7年生全員対象）を実施し、必要に応じて、教員、管理職等による面接を実施する。
- ・児童会・生徒会が中心である中央委員会において、自分達の問題として小中連携していじめ問題について話し合い、議論する等のいじめの未然防止を目指す活動を、児童・生徒が主体的に行う。

早期発見

- ・学期ごとにアンケート調査を行い、いじめの実態の早期把握に努めるとともに、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整備していく。（年3回の調査、アンケートは5年保存）
- ・スクールカウンセラーとも連携しながら、教職員全体でいじめに関する情報を共有していく。

早期対応

- ・いじめが発覚した場合は、「委員会」を中心として、複数人かつ組織的に迅速に聞き取りを行うことを原則とする。
- ・当該児童・生徒が落ち着いて学校生活を過ごせるよう、教育的配慮の下、丁寧に対応する。
※下線部は以下フローチャートを参照。
- ・逐次、保護者に状況や指導の過程を報告する。
- ・CEDARやスクールソーシャルワーカー等、関係機関、専門機関と連携して対応する。
- ・いじめの解消の判断は、少なくとも3か月以上の経過観察をもって行い、卒業まで注意深く見守っていく。
- ・いじめに関する記録は、卒業・転学等後、9年間保存とする。

重大事態への対処

- ・当該児童・生徒の安全を最優先に確保する。
- ・CEDARやスクールソーシャルワーカー等、関係機関、専門機関と連携して対応する。
- ・重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案においては、警察へ相談・通報を行い、警察と連携して対応する。

いじめの解消

いじめは、単に謝罪があつただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情を考慮して判断する。(杉並区いじめ防止対策推進基本方針より)

- ・いじめに係る行為が止んでいること。（3か月を目安とする。ただし、その後の経過や、いじめの被害状況等により、継続が必要と判断される場合にはいじめ対策委員会で改めて期間を設定する。）
- ・いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（被害児童の保護者にも寄り添い、保護者も被害者の一人であることを忘れない。）

いじめ対応の手順

（1）いじめの未然防止に向けた対応

- 児童・生徒が安心して生活できる学級・学年・学園風土の創出
- 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
- いじめを許さない指導の充実
- 児童・生徒が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

（2）いじめの発見（疑いがある場合を含む）

- 児童・生徒からの訴え・報告
- 保護者からの訴え・報告
- 教職員の気付き
- 同僚教職員からの報告
- 「いじめアンケート」の内容
- 地域からの情報

（3）管理職への報告

いじめ（いじめの疑いがある場合も含む）を発見したら、その状況を管理職（学園長、副学園長）に報告する。

いじめの発見（いじめの疑いがある場合も含む）

即時対応・事実確認

関係教職員への連絡（担任、生活指導主任等）

管理職（学園長、副学園長）への報告

※いじめを発見した場合は様々な対応が発生するが、その都度、管理職（学園長、副学園長）に確実に報告・相談する。

(4) 学校いじめ対策委員会等の開催

学園長は、いじめの発見後、「高円寺学園いじめ防止基本方針」に基づいて設置した「高円寺学園いじめ対策委員会」(以下「委員会」)を速やかに開催する。メンバーには学校のスクールカウンセラーを必ず加えておき、いじめの実態・緊急性に応じて、スクールカウンセラー以外にスクールソーシャルワーカー等の必要な人選を行うなど、状況に応じて柔軟な対応を図る。※「委員会」は必ず会議録を作成する。

学校いじめ対策委員会
※いじめ防止対策推進法第22条に基づき、学校が設置した組織

学園長、副学園長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、(当該)学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、SC等
※必要に応じてSSW等も加える。

(5) 解消に向けた対応

正確な事実に基づき、解消に向けた手立てを「委員会」で協議し、対応方針等を立てる。その方針等については、全教職員が共通理解し、組織的に問題解決を図る。

ア 対応方針

- 緊急性(自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度)を確認し、児童・生徒の安全を最優先とする。
- その段階で把握している情報をもとに、対応方針(いつ、だれが、どのように対応するのか)を決め、全教職員に周知する。その際、留意すべきことを確認する。

イ 事実関係の把握

- すでにある記録といじめアンケートの内容等から、聞き取りによって確認すべき内容を明確にする。
- 関係者への聞き取りは、複数の教職員で、被害・加害・関係する児童・生徒を個別に、可能な限り同時進行で行う。※「事実確認」と「指導」を区別する。
- 聞き取った情報(発生日時、場所、内容等)を一元化し、「いじめの背景」「児童・生徒の心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

ウ 役割分担

- いじめを受けた児童・生徒からの聞き取り調査と支援
- いじめを行った児童・生徒からの聞き取り調査と指導
- 傍観したり周囲にいたりした児童・生徒と、学級や学年等の集団全体への指導
- 保護者への対応

エ 深刻ないじめ問題及びいじめによる重大事態が発生したときの対応

- 済美教育センターへの報告
- 関係諸機関(杉並区内警察署、子ども家庭支援センター、児童相談所等)への連絡

オ 教育委員会による、いじめを行った児童・生徒への出席停止措置

いじめ防止対策推進法第26条では、区市町村教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために、学校教育法第35条1項の規定に基づき、いじめを行った児童・生徒の出席停止を命ずる等、速やかに講ずるものとするとされている。

この措置については、いじめの状況等に応じて、学校と相談・協議の上、教育委員会が講じることとなる。

【出席停止措置までの流れ】

○出席停止について

- ・学校教育法第35条に、区市町村の教育委員会に出席停止の権限が定められている。
- ・出席停止は懲戒ではなく、いじめを受けた児童・生徒の学習権を確保することが目的である。
なお、安易な出席停止は避けなければならない。

○出席停止を実施する際の学校の留意点

- ・いじめ防止対策推進法第23条4項では、いじめを行った児童・生徒について、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等のいじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる、とあり、まずは、個別学習を行うこと等が考えられる。
- ・それでもやむを得ない場合は、杉並区教育委員会が出席停止措置を講じることとなる。

(6) いじめの解消

いじめを受けた児童・生徒、保護者に対して、苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【いじめ解消の判断基準】

- いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること
- いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(7) 定期的な経過観察・確認の実施

いじめはなくなっても、そこにいる人間関係の構成が変わらなければ、いじめが再発する可能性がある。

いじめを繰り返さないためにも、いじめを受けた児童・生徒、いじめを行った児童・生徒を継続的に観察していく必要がある。

ア 観察経過

いじめが解決した後、いじめを受けた児童・生徒、いじめを行った児童・生徒の人間関係を継続して観察する。

イ 定期的な確認

- スクールカウンセラーを活用したいじめを受けた児童・生徒への配慮
- 「委員会」等を活用したいじめを受けた児童・生徒の情報交換